

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成37年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 8 5 1 号
平 成 2 7 年 1 0 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

不発弾等取扱要領の制定について（例規）

発見された不発弾その他の火薬類の取扱いについては、これまで「発見等された爆発物類の取扱について（例規）」（昭和33年9月20日付け秋警本防第747号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、旧例規を見直し、平成27年11月1日から、別添「不発弾等取扱要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成27年10月31日をもって廃止する。

不発弾等取扱要領

1 目的

この要領は、発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の取扱について定めるものである。

2 不発弾等の範囲

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等
ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の方面総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの

ウ その他海上自衛隊の地方総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

3 処理機関等

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等については、陸上自衛隊第9後方支援連隊武器大隊（青森県八戸市）

ただし、処理要請先は、陸上自衛隊第9師団司令部（青森県青森市）

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等については、海上自衛隊新潟基地分遣隊（新潟県新潟市）

4 事前対策

事前対策については、地域の住民、学校等に対して爆発物の危険性について十分広報するとともに、不発弾等が頻繁に発見される地域の関係機関、団体等と連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めるものとする。

5 発見時の措置

(1) 報告等

不発弾等を発見し、又は発見の届出があったときは、不発弾等発見報告書（様式第1号）により生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて報告するものとする。

生活安全企画課長は、上記報告を受理後速やかに処理機関及び関係機関に連絡の上、処理予定日、警戒措置等について協議するものとする。また、不発弾等の状態や発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合や、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、警察庁生活安全局保安課へ即報するものとする。

(2) 警戒措置等

警察署長は、発見現場に直ちに警察職員を臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した看板、縄張りを設置する等、応急的な立入禁止等の警戒措置をとらせるものとする。

なお、陸上自衛隊及び海上自衛隊の判断により、不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないものについては、盗難等の防止のため一時保管等に配慮するものとする。

(3) 危害防止措置

不発弾等の種類、数量及び付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の危害防止のための警戒等の措置が必要と判断されるときは、迅速かつ確実に実施するものとする。

(4) 自衛隊からの警戒要請

不発弾等の処理に際し、危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒活動について、当該区域の警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から要請を受けた場合は、所要の措置を実施するものとする。

6 処理要請等

(1) 自衛隊に対する不発弾等の処理の要請は、不発弾等処理要請書（様式第2号）により、生活安全企画課を通じ、方面総監等に対して行うものとする。

(2) (1)の要請を実施するに当たっては、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けた後、直ちに電話等により処理要請について事前通報を行い、その後速やかに文書による要請を行うものとする。

(3) 自衛隊に対する技術援助要請

自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、公共の安全のため必要な警戒措置をとる上において、自衛隊の技術援助を必要とするときは、方面総監等に対し、技術援助の要請を行うものとする。

7 報告

不発弾等の処理が完了した時は、不発弾等処理報告書（様式第3号）により、生活安全企画課長を通じて報告するものとする。

※ 様式省略